

用語説明

※1. 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、自宅で入浴・排泄・食事などの介助を行います。

※2. グループホーム

地域で共同生活を営む障害者に、住居において、共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。

※3. ケアホーム

障害者が共同生活をしている住居において、主に夜間の入浴・排泄・食事の介護を行います。一般的にケアホームでのサービス提供がこれに当たり、グループホームとは異なります。

※4. 校内委員会

障害のある幼児児童生徒に対して、きめ細かな指導や支援を行うには、学校全体として支援体制を整備することが必要です。障害のある子ども一人一人について、障害の状態や特別な教育的ニーズを教職員全員が理解し、その子どもに適した指導や支援について全校で支援体制を作っていくことが校内委員会の役割です。

※5. 公共職業能力開発施設

新規学卒者、離転職者、在職者等の方々を対象に就職に必要な専門知識・技術や資格を身に付けたりなど、職業訓練を行うために国、都道府県、市町村が設置する施設です。

※6. 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが、運動会や文化祭などの学校行事や、児童会・生徒会活動、総合的な学習の時間のほか、国語や算数などの教科の学習において活動を共にすることです。

※7. 個別の教育支援計画

障害のある子どもに対して、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、学校が中心となって、医療、福祉、保健、労働などの関係機関や関係者と連携し、学校卒業後までの長期的な視点に立って作成する計画です。

※8. 個別の指導計画

障害のある子ども一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな教育を行うため、一人一人の指導目標や指導内容・方法を記した計画です。

※9. 児童デイサービス

障害児が施設に通い、日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を受けます。

※10. 就業体験（インターンシップ）

生徒や学生が一定期間企業等において実習生・研修生として働き、将来の進路や職業について体験学習することをいいます。特別支援学校では「産業現場等における実習」として、障害のある児童生徒の職業観や勤労観を育成し、学校生活から社会生活への円滑な移行を進める上で重要な教育活動であることから、積極的に実施されています。

※11. 障害学生修学支援

障害のある学生が、大学などの高等教育機関で学ぶうえで必要な支援を提供します。入学試験や入学式、入学後の学習や日常生活など、一人一人の障害の状態やニーズに応じて必要な支援を行います。

※12. 障害学生修学支援ネットワーク

大学等における障害のある学生に対する支援の取組を進めていくために、先進的な取組を進めている大学等を「拠点校」として、各関係機関のネットワーク化を構築し、大学等における障害のある学生に対する支援環境の整備・充実を行うことを目的とした独立行政法人日本学生支援機構の事業です。

※13. 就学指導委員会

教育委員会が適切な就学指導を行うため、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行うための調査・審議機関です。

※14. 生涯学習

生涯学習とは、人が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくことを意味し、学校のみならず家庭や地域社会等における学校外の学習も含まれます。しかしこの調査では、義務教育から大学(大学院を含む)までのそれぞれの段階の学校教育終了後の、あるいは高等学校段階の教育を終えてからの学校教育以外の学習の場や学習の機会を活用する学びを指して用いています。

※15. 短期入所(ショートステイ)

在宅で介護を行う人が病気などの場合、短時間施設に入所して介護を受けることができます。

※16. 特別支援教育

特別支援教育は、これまで特殊教育の対象としてきた障害に加え、知的な遅れのない発達障害も含め、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行うものです。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に明確に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。また、障害の重複化に対応するため、従来の盲学校、聾学校、養護学校の制度は、地域のニーズに応じて設置者の判断により、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換されました。

※17. 特別支援教育コーディネーター

障害のある子どもに対して、教育、医療、労働、福祉などの関係機関・関係者が一体となって支援を行っていくため、学校内や学校外の関係機関・関係者と連絡調整を行う教員のことです。

※18. 特別支援教育支援員

小・中学校等において障害のある幼児児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりします。

※19. 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情に鑑み、保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況に応じ、就学のため必要な経費について国及び地方公共団体がその経費の一部を補助する仕組みです。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科用図書購入費、学用品購入費、修学旅行費、寄宿舎居住に伴う経費などがあります。

※20. 特別児童扶養手当

心身に障害を持つ児童がいる家庭に対し、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした国の手当です。母子家庭などを対象とした児童扶養手当とは異なるものです。

※21. 認定こども園

幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定します。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設です。

※22. 福祉ホーム

住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活において、必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援するものです。

※23. 療育

障害のある子どもの発達と将来の社会的自立を実現するために、医学、教育学、心理学、福祉などの領域を含めて、系統的な支援や指導を行います。一般的に、就学前の幼児期に行われる療育は、早期療育と呼ばれています。児童福祉施設としては、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設などが、また入所施設である肢体不自由児施設や重症心身障害児施設も医療と療育の機関として相談支援を含む早期療育のサービスを提供しています。また区や市による障害児のためのデイサービスも地域密着する療育サービスとして重要です。